

作業要領

1. 鷹巣技術専門校校舎清掃業務委託業務は、この要領に基づき実施するものとする。
2. 清掃業務区域：別紙「清掃業務区域一覧」のとおり。
3. 清掃方法
 - (1) 日常清掃
 - ア. 床面
 - ① 清掃は、床面に適した資機材を使用して除塵する。
 - ② 清掃に当たり、備品類で移動の困難なものは、定位置にあるまま移動しないでよい。
 - イ. トイレ・洗面所・シャワールーム
 - ①床面タイルは、除塵後モップで洗剤拭きする。
 - ②便器、洗面台は、適正な洗剤で洗浄しタオルで拭き上げる。
 - ③壁、ドアは雑巾掛けし、鏡は空拭き又は専用洗剤で拭き上げる。
 - ④ゴミを捨て、消耗品を補充する。
 - ウ. 低所塵払い
扉間・仕切り・窓縁・カウンター等は、ハタキ、タオル、ダスター等により塵及び汚れを除く。
 - エ. 必要に応じて蜘蛛の巣とりを行うこと。
 - (2) 定期清掃
 - ア. 床清掃
 - ①カーペット洗浄
給湯器で高温・高圧をつくり微生物等を殺滅できるスチーム方式で作業を行うものとする。
 - ②ワックス掛け
除塵後、樹脂系ワックス材を塗布すること。（体育館については、耐スリップ性で耐久性の高い体育館木床用樹脂ワックスを使用すること。）
 - イ. 窓ガラス清掃
 - ① 窓ガラスの内面・外⾯の汚れを洗浄液等による拭き取ること。
 - ② 高所作業にあたっては、適正な用具及び設備等を使用し、作業に適した有資格者を充てるとともに、安全管理に万全を期すこと。
 4. 清掃回数：別紙「清掃業務区域一覧」のとおり。